

1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

2023 年度の初期環境調査においては、14 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分 ^{注1, 2}		化管法指定区分 ^{注3}			調査媒体		
		改正前	改正後	2000 年～	2008 年～	2021 年～	水 質	底 質	大 気
[1]	エストラジオール類								
	[1-1] 17 β -エストラジオール						○		
	[1-2] 1,3,5(10)エストラトリエン-3-オール-17-オン（別名：エストロン）						○		
	[1-3] 17 α -エチニルエストラジオール						○		
	[1-4] 16 α -ヒドロキシエストラジオール（別名：エストリオール）						○		
[2]	2,4-キシレノール				第一種 78	第一種 101	○	○	○
[3]	<i>p</i> -クロロフェノール	第二種監視 第三種監視			第一種 121	第一種 146	○		○
[4]	酢酸 <i>n</i> -プロピル						○		
[5]	<i>N,N</i> -ジエチル-3-メチルベンズアミド（別名： <i>N,N</i> -ジエチル- <i>m</i> -トルアミド）	第二種監視					○		
[6]	1-[2-[(2,4-ジクロロベンジル)オキシ]-2-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-1 <i>H</i> -イミダゾール（別名：ミコナゾール）						○		
[7]	(<i>Z</i>)-2-[4-(1,2-ジフェニル-1-ブテニル)フェノキシ]- <i>N,N</i> -ジメチルエチルアミン（別名：タモキシフェン）及びその代謝物								
	[7-1] (<i>Z</i>)-2-[4-(1,2-ジフェニル-1-ブテニル)フェノキシ]- <i>N,N</i> -ジメチルエチルアミン（別名：タモキシフェン）						○		
	[7-2] (<i>Z</i>)-2-[4-(1,2-ジフェニル-1-ブテニル)フェノキシ]- <i>N</i> -メチルエチルアミン（別名： <i>N</i> -デスメチルタモキシフェン）						○		
	[7-3] 4-[(<i>Z</i>)-1-[4-(2-(ジメチルアミノ)エトキシ)フェニル]-2-フェニル-1-ブテニル]フェノール（別名：4-ヒドロキシタモキシフェン）						○		
	[7-4] 4-[(<i>Z</i>)-1-[4-(2-(メチルアミノ)エトキシ)フェニル]-2-フェニル-1-ブテニル]フェノール（別名：4-エンドキシフェン）						○		
[8]	2-(2,4-ジフルオロフェニル)-1,3-ビス(1 <i>H</i> -1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロパン-2-オール（別名：フルコナゾール）						○		
[9]	シプロフロキサシン						○		
[10]	トリクロロ酢酸	第二種監視			第一種 282		○		